

森林管理・環境保全 直接支払制度の概要

～持続的な森林経営の確立を目指して～

☆ 目的 ☆

面的なまとまりをもった森林で、自然地形を生かした路網整備と搬出間伐を一体的に進めることで、施業のコストダウンを進めます。

☆ 支援対象者 ☆

○森林経営計画の認定を受けた方

※ 森林施業計画の認定を受けた方や、特定間伐等促進計画における特定間伐等の実施主体も支援対象になります

☆ 支援対象作業 ☆

○人工造林、樹下植栽等

○下刈り（10年生以下）

○枝打ち（30年生以下）

○雪起こし（25年生以下）

○倒木起こし（25年生以下）

○除伐等（25年生以下）

○間伐（60年生以下）

○更新伐（90年生以下）

・育成複層林の造成

・広葉樹林化の促進

・天然林の改善

○付帯施設等整備

・鳥獣害防止施設等

・林内作業場等

・林床保全

・荒廃竹林

○森林作業道整備

〔上記と異なる制限がある場合があります。
集約化に必要な森林調査などの支援については、森林整備地域活動支援交付金を活用できます。〕

☆ 間伐と更新伐 ☆

●支援の条件

○森林経営計画ごとに5ha以上の実施箇所を束ねて申請

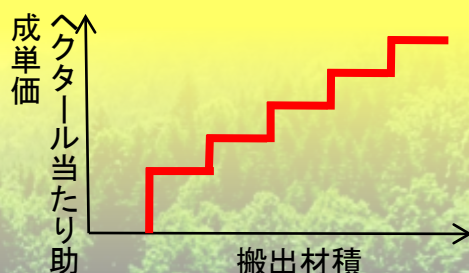
（共同による申請も可能）

※ 森林施業計画等の場合は集約化実施計画の対象森林であることが必要です。

○実施箇所1ha当たり平均10m³以上の木材を搬出

●助成単価のイメージ

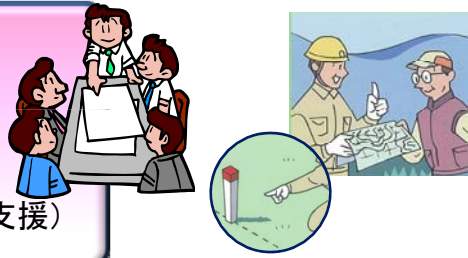
○木材を出せば出すほど助成が得られます



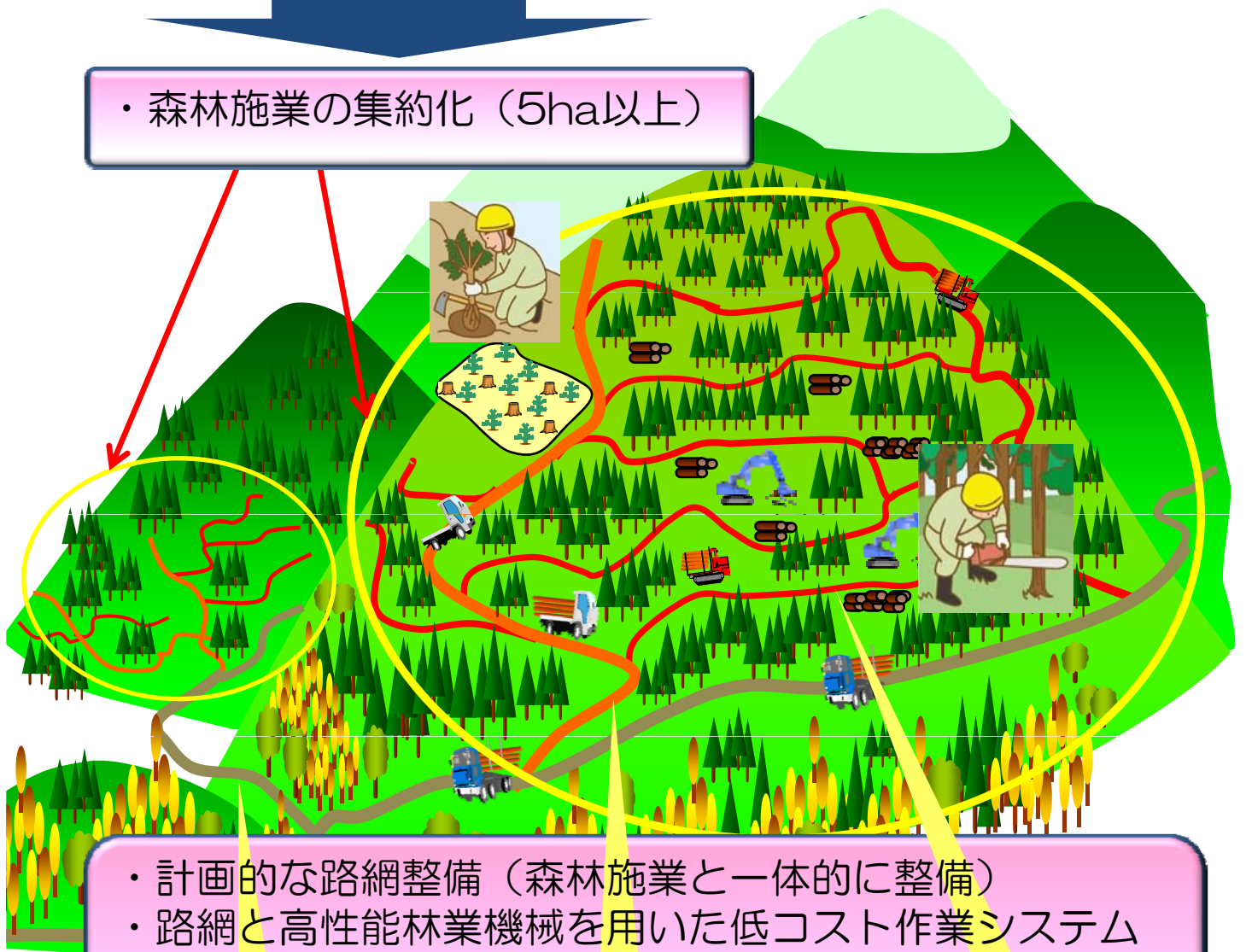
これからの森林・林業のイメージ

- ・ フォレスターによる指導
- ・ 地域における合意形成
- ・ 森林の調査

(森林整備地域活動支援交付金による支援)



- ・ 森林施業の集約化 (5ha以上)



- ・ 計画的な路網整備 (森林施業と一体的に整備)
- ・ 路網と高性能林業機械を用いた低コスト作業システム



林道



林業専用道



森林作業道

施業のコストダウン + 間伐材の有効利用 → 林業所得の増加